

会 議 録

会議名	第2回みよし市みどりと景観審議会（平成23年度2回目）
日 時	平成24年3月28日（水） 午後3時～午後4時30分
場 所	西館4階 401会議室
出席者 (敬称略)	曾田 忠宏、芹澤俊介、宇野勇治、西川辰司、鈴木ともよ (事務局) 岡田経済建設部長、水野経済建設部参事、深田経済建設部次長 都市計画課：細野課長、加藤補佐、杉山係長、芳村主事、枅川技師
次 第	1 あいさつ 2 議題 （1）アクションプラン進捗状況について （2）平成23年度景観届出件数について （3）景観形成の手法について 3 その他
会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
議題 (1)アクションプラン進捗状況について	
曾田会長	「アクションプラン進捗状況について」 ご意見等がありますか。
西川委員	NO.55「(仮称) 緑を育み隊や(仮称) 緑の達人の創設・育成」ですが、住民自らがこういう取り組みをすることはすばらしいことだと思います。住民の中に企業という考えはありますか。大規模工場・商業のほか、最近ではインター周辺にも多くの企業が立地されており、企業も住民の一人であるということで協力してもらったかどうか。ある企業では非常に景観に意識がありまして、工場のフェンスに洗剤のパックを使ったパンジー等の植木を行っており、景観としては大変すばらしい取り組みをしています。
曾田会長	そうですね。企業に協力してもらおう声をかけていくことも必要だと思います。
鈴木委員	NO.4「公園緑地保全基金の創設・活用」ですが、貴重な動植物があっても管理がされず放置してある場所を買取るといったような基金ですか。
事務局 (課長)	基本的に公園として都市計画決定している三好公園や保田ヶ池公園等の用地を取得するための基金ですが、新たに市が調査等を行ったなかで緑地等を保全することに決定されれば、将来的には買取るということもあるかもしれません。当面は都市計画決定された公園が対象となります。
曾田会長	NO.10の生き物探検隊は既に活動をしていますか。
事務局 (補佐)	平成23年度は10人で活動しており、平成24年度は小学生20人とその保護者で活動を行っていく予定です。

曾田会長	最終的には希少な動植物調査のマップを作成することになっていますが、マップ自体も大事ですが、作成しながら理解していくということが大切なので、隊員20名以外にも臨時参加を認めて、付近の学校等に呼びかけてもいいのではないかと。
宇野委員	街路樹についての方針は市町村によって違うと思いますが、豊橋市では大きな樹形のまま保存をしています。みよし市内には大きな街路樹はまだまだ少ないと思いますが、市は街路樹についてどのようなことを目指していますか。
事務局 (課長)	原則は自然樹形ということを目指していますが、電柱や電線もあり、やむを得ずという場合もあります。路線を定めるなかで、この路線については自然樹形を大切にしていこうという方針を定めることとなります。
宇野委員	この路線にはこの樹木を植えたり、ある路線は諸事情により刈り取ったり等、街路樹のランドデザインがあるといいかと思います。行き当たりばったりではなく、予め樹木の選定等を行った方がいいかと思います。
曾田会長	今のところ大きな街路樹は無いので、今後大きくしたり、増やしたりしていくことが大事であるかと思います。 NO.53「保育園の園庭芝生化の推進」ですが、芝生化した後の管理がとても大変です。保育園やPTAとどんな形で行っていくか等の話し合いはされていますか。何でも市が管理していくことは後々大変です。
事務局 (部長)	植える段階から保護者の協力を得ており、市としては散水施設や芝刈りの機械や道具を用意し、後の管理は保護者の皆さんにご協力をお願いしています。
曾田会長	小学校は6年間ですが、保育園は3年前後とサイクルが早いため、その伝統がしっかり引き継がれないといけませんね。今後も芝生のPRをして保護者の方々にも理解を得ていくことが大事ですね。
鈴木委員	NO.23「景観重要樹木の指定」ですが、ガイドラインを策定するのは平成24年度ですか。
事務局 (補佐)	はい、そうです。今から策定について検討をしていきます。
鈴木委員	市内にどれくらいの対象となる樹木があるか今から楽しみにしています。古い木も対象となるのですか。
事務局 (補佐)	そうですね。古いか、または大きかったり、高かったり等です。
曾田会長	例えばアクションプランに景観100選がありますが、景観樹木も対象となってきますよね。
鈴木委員	推薦もあるといいですね。
曾田会長	ガイドラインにより審議会で決めるより、むしろ市民に関心を持っていただいて、推薦をしてもらった方がいいのではないかと。 樹木の形態そのものでなくても、その地域の文化に非常に絡んでいる樹木もあるかと思います。

西川委員	NO.68「水と緑のネットワーク」について、タウンマネジメントが大切で、具体的には高齢者施設が近くにあった場合には、緑だけではなく休憩できる広場をつくったり、お年寄りが集まれる場所をつくる、駅前であったら、街灯や標識、プランターを作ってデザインをする計画など、おもてなしの景観や水と緑の景観をタウンマネジメントして、まちの魅力をつくったり、人にやさしい空間をつくるなどを発想して、ネットワークを形成すると良いと思います。せっかく他課にわたって検討されているのだから、良いきっかけになるとと思います。
曾田会長	NO.55の緑の達人の育成に関して、住民自らがネットワークの基礎づくりに参加したり、講座に水と緑のネットワークが盛り込まれたりすると良いのではないかと思います。住民参加の事業は様々な事業に絡んでいるため、協働の精神が生まれるといいのではないかと。 アクションプランはまだ始まったばかりだが、なかなか良い滑り出しだと思います。
議題 (2)平成23年度景観届出件数について	
曾田会長	景観の届出は、事前相談はありますか。
事務局 (係長)	はい。工事着手の30日前までには届出を提出する必要がありますが、それ以前の事前相談が多数あります。市の条例でも特定開発事業の届出が必要となっており、その届出と合わせて、景観の届出についても相談するといったケースが多いです。
曾田会長	相談を受けると景観が浸透していくので、いいことだと思います。携帯用のアンテナの届出件数が多いですが、電柱の形態よりアンテナの形が問題になると思います。電柱を利用した場合は単純な棒状のようなアンテナだと思うが、鉄骨を組んだりして、ちょっとオーバーなものもあるが、そういうものは無いですか。
事務局 (係長)	そういうものは無く、今回届出があったものは、天辺が3本突き出ているような形状になっているアンテナばかりでした。
曾田会長	次回からでいいですが、アンテナの頭部の写真の掲載もお願いします。 あと、携帯電話のアンテナが立っているところの周辺では、電磁波を気にされることもある。住宅地から離れて立てられていますか。
事務局 (係長)	住宅地から離れている場合もありますが、ただマンションの屋上に携帯のアンテナを設置するケースもあります。
曾田会長	それは後からアンテナを設置するのですか。
事務局 (係長)	はい、そうです。
曾田会長	意外と携帯用アンテナが景観的に良くないと思いますが、今後も調整をお願いします。 届出のあったアパート等の色彩は特に問題ないと思います。
西川委員	完成したアパートの写真の中には緑が無いと感じましたが、条例等で緑に関する規定等がありますか。
事務局 (係長)	景観の条例や基準等により緑の配置に努めるよう規定しています。写真には敷地全体が写っていませんが、敷地の中にしっかり緑を設けてもらっています。

鈴木委員	みよし市景観ガイドラインの中で5%以上の植栽をしなければならないとなっていますが、今回のケースも植栽がされていますか。
事務局 (係長)	まちづくり土地利用条例で事業の面積が3,000㎡以上の場合に5%以上の植栽が義務付けられており、ガイドラインに掲載されている5%以上の植栽についても3,000㎡以上の場合に限っています。今回のアパートは3,000㎡未満ですので植栽の義務付けありませんが、景観の基準で緑化に努めるよう指導をしています。
曾田会長	規模の大きい事業が該当となるということですね。住宅地になるほど緑が無くなる感じがありますが、条例等で指導もあるようですから期待をしたいと思います。
議題 (3) 景観形成の手法について	
芹澤委員	全国各地で街並み保存の地区がありますが、それは先程の説明のように景観の協定でやっているのですか。例えば、古い街並みを保存している所が全国各地に多くありますが、改築等の場合にも制約がありますよね。
曾田会長	例えば、有松はどのようになっていますか。
事務局 (主事)	有松は伝統的建造物として文化庁で指定されています。そうすると自由に改築はできませんが、代わりに補助がされるという制度で、豊田市の足助も同じです。景観は古いものだけではなく、新しい景観として整ったものについても景観地区として指定していくことができます。
曾田会長	筋生辰巳山地区は、そういった景観地区にしていく方向で動いているわけですが、最近大規模な宅地が開発されようとしています。そういった地区も景観地区や協定などの制度を活用するよう誘導してもらいたいと思います。
宇野委員	今後、筋生辰巳山地区については、景観のいろいろな制度を使っていくということですね。
曾田会長	そうですね。今のところ事業側のルールで行っているの、住民の方と合意のうえで、協定や地区計画等を行っていくということですね。その過程で委員の皆さんの意見を聞いていきたいということです。 次回の委員会で筋生辰巳山地区の現地を委員の皆さんにも見て頂いた方がいいですね。もうすでに半分くらい入居している状況なので、業者のルールで整備されたまち並みが見えてくると思います。 実際にこの効力を引き継いでいくためにはどうしたらいいかを考える必要があります。出来た後、それぞれ勝手にしていたのでは良くないです。
宇野委員	筋生辰巳山の事例や情報について発信すると、他の地域でも取り入れようかとなり、モデルとして広がっていくかもしれない。
曾田会長	小規模な事業で緑を確保するのは、今のところ義務付けではなく指導ですが、今後は住民にも理解されていくと良いと思います。
宇野委員	緑を量的だけではなく、筋生辰巳山のようにきちんとデザインして景観を意識することが大切であるので、ボリュームだけではなく、質の部分も重要です。
曾田会長	緑被率でなく、辰巳山のように中木や高木を何本など、緑視率のように緑が見える形になっており、それもなかなか珍しく、いいケースだと思います。

宇野委員	みよし市景観100選ってというのがありますが、なんとなく古いものを選んでしまいがちだが、例えば個人宅の庭でも景観の対象になるので、きれいにガーデニング等がされていたりすれば、選んでもいいと思います。
曾田会長	場合によっては、まちそのままだがよい景観であってもいいですね。
宇野委員	エリアによって選ばれるのも良いと思います。
曾田会長	また、現在いろいろ公園の計画もされていますが、公園全体が景観100選に選ばれてもいいと思います。 以上で議事を終わります。その他、事務局から何か連絡はありますか。
事務局 (補佐)	次回の委員会は、平成24年9月頃に開催予定です。日程が固まり次第連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。 なお、水と緑豊かな良好な景観の形成に関する重要な事項が発生した際には、臨時に召集することもありますので、ご承知置きください。
事務局 (次長)	以上をもちまして、平成23年度第2回みよし市みどりと景観審議会を閉会します。どうもありがとうございました。